

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和6年4月17日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 4件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 2300306 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (国) 第 2400001 号

第1 結論

昭和 36 年 4 月から昭和 38 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

昭和 60 年 11 月から平成元年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 4 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和 36 年 4 月から昭和 38 年 3 月まで
② 昭和 60 年 11 月から平成元年 3 月まで

請求期間①について、昭和 36 年 1 月頃、A 市役所 (当時) で国民年金の加入手続を行い、当該期間の国民年金保険料について、自宅に来ていた集金人に払っていたにもかかわらず、当該期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できないので、調査の上、当該期間を国民年金保険料の納付済期間として記録を訂正してほしい。

請求期間②について、当該期間直前が国民年金保険料の法定免除期間、当該期間直後が国民年金保険料の申請免除期間となっているにもかかわらず、当該期間が国民年金保険料の免除期間ではなく、国民年金保険料の未納期間となっていることに納得できないので、調査の上、当該期間を国民年金保険料の免除期間として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は昭和 36 年 1 月頃に、A 市役所で国民年金の加入手続を行い、自宅に来ていた集金人に国民年金保険料を納付していた旨主張しているが、請求者の国民年金の加入手続時期は、請求者の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者に係る資格取得年月日から昭和 38 年 1 月頃と推認され、請求者が主張する国民年金の加入手続時期と一致しない上、当該推認される加入手続時期においては、当該期間の大部分の国民年金保険料は遡って納付することとなるが、請求者は、当該期間に係る国民年金保険料を遡ってまとめて納付したかは覚えていない旨陳述していることから、請求者の当該期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付状況は不明である。

また、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）によると、請求者の請求期間①に係る国民年金保険料は未納と記録されていることが確認できる上、請求者の国民年金手帳記号番号と連番で払い出されている請求者の配偶者についても、請求者と同様、当該期間と同一期間の国民年金保険料は未納と記録されていることが確認できる。

さらに、請求期間①当時の住所地であったB市（当時は、A市）に対し、国民年金加入者に係る資料について照会を行ったところ、当時の資料は保管していない旨回答している。

そのほか、請求者が請求期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

2 請求期間②について、請求者は、当該期間直前が国民年金保険料の法定免除期間、当該期間直後が国民年金保険料の申請免除期間となっていることから、当該期間も国民年金保険料の免除期間だったと思う旨主張している。

しかしながら、請求期間②に係る国民年金保険料の免除の適用を受けるためには、市町村に対して免除申請を行い、免除申請がなされた場合は、その承認又は却下について請求者に通知する取扱いとなっているが、請求者は、当該期間当時、役所へ国民年金の免除申請の手続に行ったか否か、また、結果の通知についても覚えていない旨陳述していることから、請求者の当該期間に係る国民年金保険料の免除の申請状況が不明である。

また、B市役所及びC年金事務所は、請求者の国民年金保険料の免除に係る申請書等は保存期限経過のため保管していない旨回答している上、オンライン記録によると、請求者が請求期間②に係る国民年金保険料の免除申請の手続を行った形跡は確認できない。

そのほか、請求者が請求期間②の国民年金保険料の免除申請を行ったことを示す関連資料はなく、請求者の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間②の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 2300318 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 2400003 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社 B 支店における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 62 年 12 月 1 日から昭和 63 年 4 月 1 日まで

私は、A 社 B 支店で臨時職員として昭和 62 年 12 月 1 日から昭和 63 年 3 月 31 日まで勤務していたが、厚生年金保険の記録では、請求期間に係る被保険者記録がない。臨時職員は全員が厚生年金保険に加入することになっていたと記憶しており、A 社 B 支店の庶務担当の職員から、社会保険証を受け取り、請求期間当時、歯の治療をした際に同保険証を使用したことを覚えている。調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

雇用保険の加入記録、請求者から提出された勤務証明書 (写) 及び A 社から提出された請求者に係る臨時職員名簿 (写) により、請求者は請求期間において、A 社 B 支店に臨時職員として勤務していたことは認められる。

しかしながら、A 社 B 支店は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、A 社は、賃金台帳等の資料は保管していないため、請求者の請求期間に係る給与から厚生年金保険料を控除していたか否かについては不明であり、請求期間当時の臨時職員に係る社会保険の適用について定めた資料も保管していない旨回答している。

また、請求期間当時に A 社 B 支店において勤務していたとする同僚に係る調査を行った結果、複数の者について、同支店における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、オンライン記録によると、昭和 62 年 12 月 1 日から昭和 63 年 4 月 1 日までに、A 社 B 支店に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得している者の中に請求者の氏名は見当たらず、整理番号に欠番もない。

加えて、請求期間当時、請求者の居住地であった C 市は、請求者について、請求期間を含む昭和 61 年 7 月 11 日から昭和 63 年 7 月 2 日までの期間に係る国民健康保険の加入記録が確認

できる旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 2300321 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 2400001 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 57 年 9 月 1 日から昭和 62 年 3 月 1 日まで

請求期間において、A社が設立したスポーツクラブの開設準備室で正社員として勤務し、B職を担当していたが、厚生年金保険の記録では、当該期間に係る被保険者記録がない。調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間においてA社で勤務していたと主張しており、当該期間において同社で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会を行ったところ、請求者が同社に勤務していた旨の回答が得られたことから、期間の特定はできないものの、請求者は同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社は平成17年5月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主は既に亡くなっていることから、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、上記の複数の同僚からは、A社における厚生年金保険の加入に係る具体的な証言は得られないことから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険の加入の取扱いについて確認することができない。

さらに、請求者のA社における雇用保険の加入記録は確認できない上、同社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録によると、請求期間において厚生年金保険の被保険者資格を取得している者の中に請求者の氏名は見当たらず、整理番号に欠番もない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されてい

たことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 2300324 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 2400002 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社 (現在は、B社) における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成3年1月7日から平成4年12月11日まで

私は、請求期間において、A社に派遣登録し、派遣先のC社でD職として勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では、当該期間に係る被保険者記録がない。

調査の上、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間において、A社に派遣登録し、派遣先のC社でD職として勤務していた旨主張しているところ、請求者のA社における雇用保険の加入記録及びC社に勤務していた複数の同僚の回答から、請求者は請求期間においてA社に派遣登録している社員として在籍していたことは認められる。

しかしながら、B社は、請求者の請求期間に係る資料は保管期限経過のため確認できない旨回答している。

また、請求期間当時、A社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる者及び請求者が名前を挙げている者に照会を行い、回答のあった複数の者は、自身は派遣社員であったが、厚生年金保険の加入は希望制であったと思う旨回答及び陳述しており、そのうちの1名は、厚生年金保険への加入を希望しなかった期間については、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった旨回答及び陳述しているところ、オンライン記録によると、複数の者について、同社における在籍期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことから、同社では、請求期間当時、必ずしも派遣社員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、A社に係るオンライン記録によると、請求期間において健康保険厚生年金保険の被

保険者資格を取得している者の中に請求者の氏名は見当たらず、整理番号に欠番もない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。